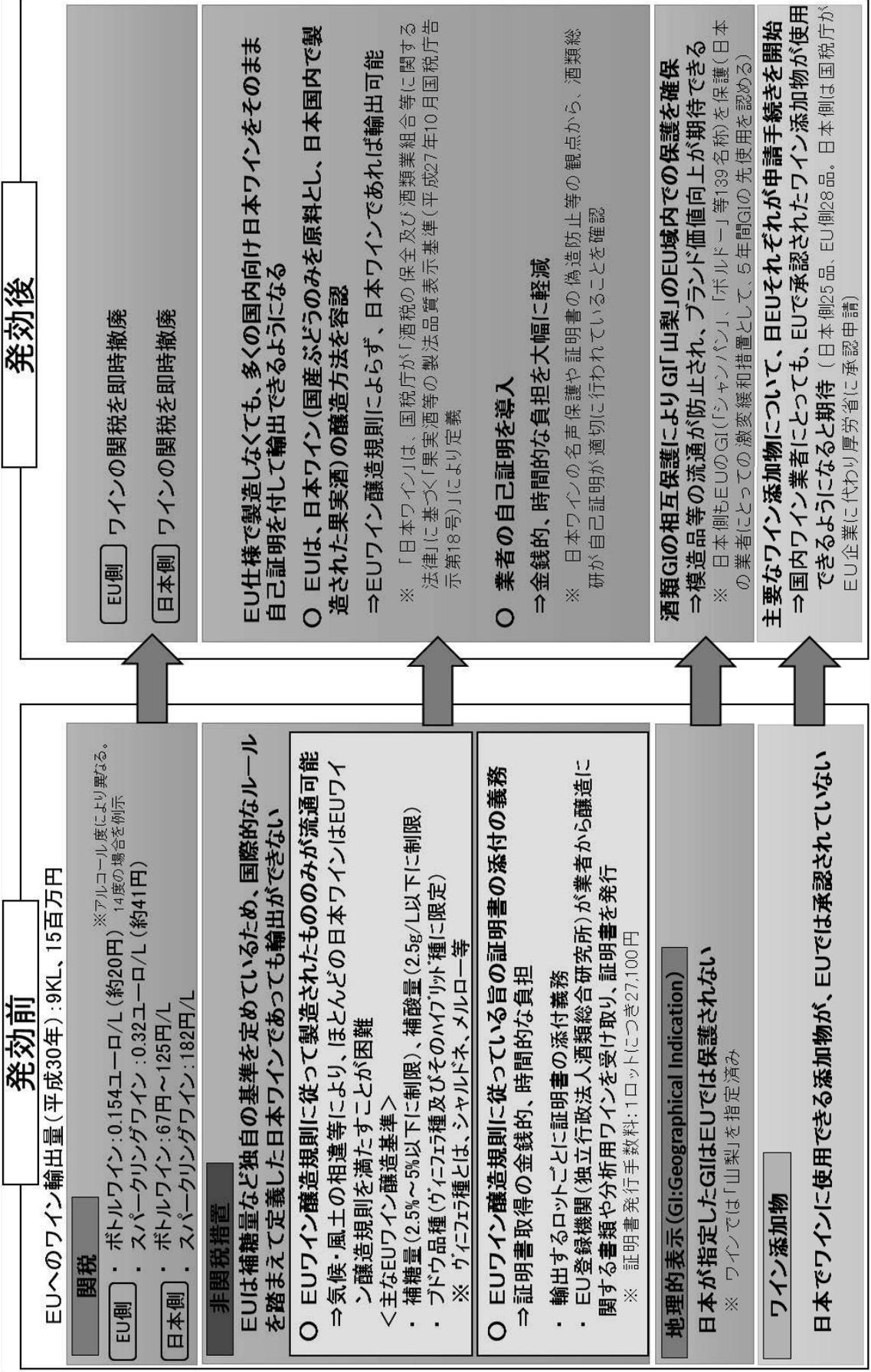


日EU・EPA（ワイン）

【平成31年2月1日発効】

EU関税や日本ワインの輸入規制撤廃、日本GIの保護により、日本ワインの競争力を高め、新たな市場を確保



日EU・EPA（清酒・焼酎）

【平成31年2月1日発効】

EU関税や容器容量規制の撤廃、日本GIの保護を通じ、清酒・焼酎の競争力を高め、新たな市場を確保

発効前

清酒・焼酎の輸出は、米国、東アジア等に比べてEU向けは少ない
 ※清酒の輸出量（平成30年）：25,747KL、22,232百万円
 （内EU向け：1,809KL、1,334百万円）
 ※焼酎の輸出量（平成30年）：2,195KL、1,530百万円
 （内EU向け：33KL、33百万円）

関税

EU側 ・清酒：0.077ユーロ/L（約10円）
 （焼酎は無税）
日本側 ・清酒：70.4円/L
 ・焼酎：16%（従価税）

地理的表示 (GI: Geographical Indication)

日本が指定したGIはEUでは保護されない
 ⇒ 日本以外の他国で製造された清酒 (sake) であっても日本酒と称して販売することができる

※ 清酒では国レベルのGIとして「日本酒」（日本の米を原料とし日本国内で製造された清酒）を指定済み
 また、地域レベルのGIとして「山形」、「白山」を指定済み
 ※ 焼酎では「宮崎」、「球磨」、「薩摩」、「琉球」を指定済み

非関税措置

蒸留酒の容器容量規制

⇒ EUへの輸出専用として、ビンの調達や瓶詰設備等の追加的な投資負担
 ・ 700mlや1,750ml等の決められた容量以外では流通・販売ができない
 ・ 日本で流通する焼酎は、主に四合瓶（720ml）や一升瓶（1,800ml）

発効後

清酒の関税や焼酎の容器容量規制の即時撤廃及びGI「日本酒」等の保護により、EU向け輸出の拡大を期待

EU側 清酒の関税を即時撤廃

日本側 清酒・焼酎の関税を11年目に撤廃（段階的撤廃）

酒類GIの相互保護により清酒、焼酎のEU域内での保護を確保

⇒ GI日本酒が保護されることにより、日本酒と他国で製造された清酒がEU域内で差別化されるなど、将来に渡り日本酒のブランド価値保護が実現される

※ 日本側もEUのGI（「シャンパン」、「ボルドー」等189名称）を保護（日本の業者にとつての激変緩和措置として、5年間GIの先使用を認める）

単式蒸留焼酎の容器容量規制の緩和

⇒ 単式蒸留焼酎について、日本で流通する四合瓶や一升瓶の輸出が可能